

○施設機械設備点検・整備積算基準の制定について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2140 号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 点検・整備費の積算</p> <p>[略]</p> <p>1 点検・整備原価</p> <p>1-1～1-4 [略]</p> <p>1-5 共通仮設費</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 派遣費</p> <p>ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(6) 宿泊費</p> <p>ア 宿泊費</p> <p>宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊に要する費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p><u>ただし、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができる。</u></p> <p>宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</p> <p>ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</p> <p>なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>1-6～1-7 [略]</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>第 4 点検・整備費の積算</p> <p>[略]</p> <p>1 点検・整備原価</p> <p>1-1～1-4 [略]</p> <p>1-5 共通仮設費</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 派遣費</p> <p>ア 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、<u>且当</u>、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(6) 宿泊費</p> <p>ア 宿泊費</p> <p>宿泊費については共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊に要する費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）（以下「旅費支給規程」という。）で定める額（宿泊基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</p> <p>ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</p> <p>なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>1-6～1-7 [略]</p>

改正後

2～6 [略]

現行

2～6 [略]